

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。

ひまわりこども園長は、卒園式のため午前中欠席です。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第12号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） おはようございます。

議案第12号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ9億30,846千円で、前年度と比較して26,532千円、2.77%の減少でございます。国保から後期高齢者医療への移行などによる被保険者数の減少と国民健康保険事業費納付金が減少したことが主な要因でございます。保険税率の上昇を抑制するため、基金から10,000千円の繰入れを行います。また、今年度予算の中で退職者医療制度の廃止に伴い歳入歳出予算の廃目が多数ございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国民健康保険税は、被保険者1,541名を見込み1億46,899千円でございます。前年度と比較して7,061千円の減額でございます。被保険者数の減少が主な要因でございます。

使用料及び手数料、督促手数料は50千円でございます。

8ページ、国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金は1千円の科目設定でございます。

県支出金、県補助金は、保険給付費等交付金として普通交付金6億70,264千円、特別交付金14,854千円、合わせて6億85,118千円でございます。

また、財政対策補助金は1,217千円でございます。

財産収入、財産運用収入は、基金の預金利子44千円でございます。

10ページ、一般会計繰入金は85,645千円で、前年度と比較して514千円の減額でございます。内訳は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分33,855千円、同繰入金の保険者支援分17,182千円、未就学児均等割保険税繰入金442千円、職員給与等繰入金17,356千円、出産育児一時金等繰入金3,000千円、財政安定化支援事業繰入金11,893千円、地単事業分1,911千円、産前産後保険税繰入金6千円でございます。

繰入金、基金繰入金10,000千円は、保険税率の上昇を抑制するため基金から繰入

れを行います。

12ページ、繰越金は1千円の科目設定でございます。

諸収入、延滞金加算及び過料は、延滞金500千円でございます。

預金利子は1千円の科目設定でございます。

雑入、第三者納付金350千円、返納金10千円、高額療養費貸付金償還金1,000千円、雑入は、指定公費受入金10千円を計上しています。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は15,455千円で、2名分の人件費と事務経費となっています。一般管理費の内訳としましては、給料6,779千円、職員手当等3,577千円、共済費1,960千円、需用費130千円、役務費2,190千円、委託料286千円、負担金補助及び交付金533千円でございます。

国民健康保険団体連合会負担金は849千円でございます。

徴収費の賦課徴収費は1,110千円で、コンビニ収納の手数料、クラウドシステムによる帳票類の共同印刷、プログラム修正料などの費用を計上してございます。

18ページの運営協議会費は198千円で、委員9名分の報酬と需用費でございます。

次に、第2款保険給付費の合計額は6億70,807千円で、前年度と比較して14,807千円の減額でございます。療養給付費の減額が主な要因でございます。

内訳は、療養諸費5億74,637千円、高額療養費91,117千円、20ページ、移送費10千円、出産育児諸費4,502千円、22ページ、葬祭諸費540千円、傷病諸費1千円でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金の合計額は2億24,942千円でございます。内訳は、医療給付費分1億56,903千円、後期高齢者支援金等分51,022千円、24ページ、介護納付金分17,017千円は和歌山県に納める納付金でございます。

保健事業費は4,345千円、高額療養費貸付金は1,000千円でございます。

保健事業費の特定健康診査等事業費は10,355千円で、今年度におきましても雇い上げた保健師による特定健診未受診者への電話連絡により受診率の向上に努めるとともに、未受診者に合った受診勧奨の案内を送付する特定健診等受診率向上事業にも取り組みます。

基金積立金は、利子積立金44千円でございます。

諸支出金は、保険税その他の還付などに要する経費で、款の合計は741千円でございます。

予備費は、急な支出に要する予備費として1,000千円を計上しています。

なお、添付資料として給与費明細書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。歳入と歳出で2点ずつお聞きします。

歳入で廃目が2つありますが、これはなぜというか何かちょっと説明していただきたい。

それと、9ページの県の支出金のところで、保険給付費等交付金、特別交付金であります。ここまあ4つぐらいそれぞれ説明がございます。これについて何かちょっと説明をしてもらいたい。努力支援金とか、次がいわゆる特調というところのような気がするんですが、単純に何か率があって計算してもうこんだけ金額とか出るのか。例えば、町の国保事業のほうの努力で何かこの金額が変わるのか、そのあたりが知りたいのでご説明を願いたい。

それと、17ページの総務管理費の国民健康保険団体連合会負担金等、一番下のところです。保健事業等保険者支援負担金、何か初めて聞くような名前なのでなぜかなということ。

それと、最後です。25ページ一番下、特定保健指導、特定健康診査、特定健診等受診率向上事業、おのおのこれ財源の内訳というか割合というか、それを説明願えますか。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

まず、廃目の関係です。

これは今年度退職者医療制度が廃止される、令和6年4月に廃止されるんです。この退職者医療制度というんは、医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財源調整の仕組みとして昭和59年に創設されて、平成20年に国保の前期高齢者医療制度が創設されたことによって一旦廃止されたんですけども、ただし団塊の世代の退職者が増えるということで国保の財政が影響する。結局退職者が国保に入ったら、所得の少ない階層やけれども医療費がぎょうさん要るといふ医療費の年代が多くなりますんで、平成27年3月31日まで新たに適用された者が65歳に達するまでの間、経過措置をしようかというふうにして設けられております。

対象者は、制度創設時の昭和59年10月に退職者医療制度の対象者が約250万人全国でございました。今、令和4年時点で今見込みで22人でございます。それで、美浜町では令和元年11月までおったんですけども、それ以降、退職者が、もう該当者がございません。その激減に伴いまして、本来の役割である保険者間の財政調整効果がほぼなくなってしまった。その一方、保険者の事務コストだけが継続しているというふうなことがありましたんで、業務のスリム化とか事務コストの軽減を図るために、令和6年4月に前倒しして制度が廃止されるものでございます。

これに伴いまして、今回の予算の中、歳入では、国保税延滞金、第三者納付金、返納金、また歳出では、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、保険税還付金等で退職者保険者分というのが廃目になりましたんで、今まで一般被保険者と書いていた分も一般の分を消しております。普通の医療費とか一般被保険者、いろいろそういうふうになっておりますのでご理解ください。

次、保険給付費の特別交付金の話でございます。

保険者努力支援分6,859千円なんですけれども、これは医療費の適正化に向けた取

組で、特定健診の受診率とかジェネリック医療費の使用割合、収納率の向上の取組ということで、県のほうから町のほうへ交付金として頂けるものでございます。

あと、特別調整交付金分1,881千円というのが、これが保険者努力支援の別途特調分ということで、県下の通知のうち今の保険者努力支援分と分かれて入ってくるということなんで、内容的にはほぼ同じでございます。あと、国保の報告システム等の改修費とかが入ってきます。

あと、県繰入金3,816千円は、人間ドックの費用とか医療費通知代、特定健診の受診者数掛ける人数とかいう格好で入ってきております。

最後の特定健康診査等負担金は、特定健康診査に係る費用と特定保健指導に係る費用の一部の3分の2が県から交付されるというふうなものでございます。

次、負担金の保健事業等保険者支援負担金、これは国保連合会の負担金の一部なんですけれども、昨年までが上の国民健康保険団体連合会負担金ということでまとめて入っておりました。これが国保連のほうからこの事業だけを抜き出して分けて負担金として入ってくるということなんで、中身は全く変わってございません。

次、特定保健指導とか特定健診受診率向上事業の財源の内訳というんが、今の特別調整交付金の中で分かれて入ってくるんです。同じ事業のうちこの5分の4はこっち側、5分の1はこっち側というふうにはばらばらに入ってきているんで、一概に幾ら内訳がどこへ当てはまるっていうのは、ちょっとかなり複雑な計算になるんですけれども。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。最後のところは、その何がどうじゃなしにその例えば特定保健指導委託料であれば290千円の何分の何とかさ、そういうので、が、その国県とかほかのどこから入ってくる財源になりますということは答えられないですか。

その歳入のうち何とか支援分のうち何%の何がそうではなくって、歳入側のほうでこの委託料のうち例えば3分の1は補助がありますとか、2分の1はありますとか、そういうのが分かればということの趣旨の質問だったんですけれども、分からなければまた今度複雑な計算して教えてください。

それとその歳入のほうですね。その内容も知りたかったんですけれども、単純に割合率があつて、もう機械的に歳入の交付金の額が決定するのか、さっき言ったと思うんですが、町の事業の具合で、例えば特定健診診査等負担金を今の説明から理解するには、例えば人間ドックをたくさん受診者しますよ、何とかしますよという掛ける人数なんで、それは増えるんだろうなと思うんですが、いわゆる努力支援分とかその特別調整交付金というのが、例えば保健事業がすばらしいとか療養給付費を下げたとか、そういうのがあればこれが増えるのか、そんなふうには町の努力のおかげで歳入が増えるのかどうかっていうのを知りたくっての質問です。

で、もう一個は、廃目については1点、この出産育児一時金補助金というのはこれも廃目になってますよね。そのあたりもお願いします。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 申し訳ございません。今の保険者努力支援分とかの話なんですけれども、これ保険者努力支援分というんが、特定健診につきましては保険者努力支援分としては、保健師の借り上げとか保険率向上事業のうちの4分の5を充当されて、そのうちのコンマ8とか、あと特別調整交付金分ではその残り5分の1が入ってくるとか、あとジェネリックの促進には幾ら入ってくる、その歳出によってあるんですけども、ただ、人間ドックについては幾らやっても増えてくるというのがございません。もう枠というのがありますんで、もう2,000千円だったら2,000千円でその枠までしか入ることはございませんので。

それとあと出産育児一時金の補助金ですが、これは去年ちょっと出産育児一時金の制度変わってまして保険適用になるというときに、1人当たり5千円だけ去年1年間に限り補助金頂けたんです。だから、それがもう今年なくなったんでもう廃目になっているということでご理解ください。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） やはり加入者にとって一番の関心事は、今年の国保税の税率がどうかということだと思うんですけども、まあ先ほど課長の説明の中では、上昇を抑えるために10,000千円の基金を入れたという説明やったと思うんですけども、ということは、その10,000千円入れることによって今年はまだ据置きにできるんか、それか上昇するのを何%か上昇せんなんところを、10,000千円入れたために低く抑えるのか、そこあたりお聞きしたいと思います。

続いてほかに。先ほど谷議員から出たその保健事業ですね。その中で、医療費の抑制につながるとして特定健診なり人間ドックがよく町のほうから啓発ありますけれども、令和5年度のその率なり数はもう2月末なんで大体出てると思うんです。上昇したかどうかね。だから、特定健診に関してはやっぱりここ何年五十何%という数字が出てるんですけども、令和5年度に関してはその率がちょっとでも上がってるんかどうか。

人間ドックに関しては申込みの中で数が分かっているんでいいんですけども、それと今年も予算されてます人間ドックとか特定健診に。それは、その予算の数は何人分というんか、上昇をある程度の上昇を加味して予算立てたんか、例年どおりの予算で人数、率で予算立てたんかということだけお願いします。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 鈴木さんのご質問にお答えします。

まず、保険料ですけれども、今回基金10,000千円入れまして一応据え置くというふうな格好にしております。据え置くために10,000千円を入れたという格好に考えてもらって結構だと思います。

あと、特定健診の受診率ですけれども、受診率まだ今、令和4年度までしかまあ出てないんです。令和3年度が38.6%で、令和4年度も一応見込みとしては38.6%見込

んでたんですけれども、実際が39.7%ということで、少し1.1%上昇してございます。

人間ドックの予算については、昨年度と同額を計上してございます。

特定健診は一応アップを目指してるんですけれども、予算額というんが結局ここでは、今回、特定健診受診率向上事業ということで予算を取っております。それもちょっとかなりまあちょっと去年よりちょっと1段レベルアップしたような向上事業をするつもりで、少しでも受診率の向上には努めたいと思っているんですけれども、予算的にはそんなに何件受けるかというのは分からないんで、人間ドックなり集団健診とかその辺、これ普通の集団健診のほうでも国保の人が受けたら特定健診になってくるんで。

ただ、国保の被保険者がやっぱりかなり今減ってございます。というんは、やっぱり後期高齢者75歳に到達する方も多し、人口減もありますし、あとまた社会保険の改革でみんな社会保険に入る人も増えてきているんです。それで減ってきてるんで、そんだけどんだけ増えるんかというのはちょっと見込みはしにくいんですけれども、ただ、医療費に関しましても医療費自体総額は減ってるんですね。ただ、被保険者が減ってるんで1人当たり医療費が高まっているという、こういうふうな現状にありますんで、何人受けるというのはちょっとまだ、健診によっては2年に1回とかいろいろな種類もございますんで、ちょっと未知でございますけれども、一応昨年並みには受診できるようには用意しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 今据置きということを知ったんで、多数の加入者は大変安心とか喜んでると思うんです。

先ほど言われたように、今後運協へ諮問をして、その答申を受けて6月議会で決定という運びだと思うんですけれども、一応答申を出すときに、諮問出すときに、担当課としての所見なり、今年は据置きという担当者の意見を添えてその諮問するわけですか、全く白紙の状態で諮問するんか、そこらたいどうなんですかね。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 鈴川議員にお答えします。

一応諮問につきましては、一応いろいろ計算して資料を作った中で、委員の皆様には今回、国民健康保険税率を据え置くことについてというふうな諮問をしてございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 間違ってたらすみません、国保のことなんですけれども、前にお聞きしたときに、和歌山県の中で何か24番目に安くて多分僕が聞かせてもらったと思うんですけれども、国保のどこ聞いてくれと言われてたんですけれども、もしこの1市6町の中だったら大体美浜町の国保ってどのぐらいの位置にあるんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 古山議員にお答えします。

24番目というのが令和4年度の税率でございまして、令和5年度税率改正をしまして、県下では9番目という形になってございます。

管内で申しますと、管内では上から5番目という形になってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 令和6年度からがん検診につきましては無料ということの努力をいただいているので、町民の皆さんは大変ありがたく思っていると思うんですが、それに関連して、人間ドックでも当然がん検診を行うと思うんですけれども、そういったことはドックの中での反映はあるんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 今特定健診なんで、がん検診のほうは基本関係ないような格好になっていると思うんです。普通の特定健診だけが対象になっているという。国保の被保険者がドック受けたら、その特定健診部分だけが対象になるということでございます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） ドックには別枠になるので、そのところでがん検診も一緒に入っても、それに関する補填はないということでよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 山崎議員にお答えします。

人間ドックで受けるがん検診については無料とかございません。集団健診と個別健診で受けるがん検診については無料にしますけれども、人間ドックは人間ドックの費用が要りますので、もうその金額になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第13号 令和6年度美浜町介護保険特別会計予算についてを議題とし

ます。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） おはようございます。

議案第13号 令和6年度美浜町介護保険特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億24,023千円で、前年度と比較いたしまして51,769千円、率にして5.91%の減でございます。介護保険給付費が減少したことが主な要因でございます。

令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度であり、介護保険料について所得と課税状況により決められる13段階のうち基準となる第5段階の金額が、これまでの月額5,880円から今後3年間は6千円に120円の値上げで済む見通しとなっております。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、第1号被保険者保険料につきましては1億55,823千円を計上してございます。基準月額が6千円でございます。このうち、特別徴収保険料は1億46,340千円、普通徴収保険料は9,383千円、滞納繰越分保険料として100千円を計上してございます。督促手数料は10千円でございます。

国庫負担金は1億37,558千円で、前年度より8,673千円の減額となっております。

国庫補助金は61,086千円で、内訳が、調整交付金50,867千円、地域支援事業交付金では、介護予防・日常生活支援総合事業と8ページの総合事業以外に係る2交付金がありまして、この合計が6,801千円でございます。

8ページ、保険者機能強化推進交付金は1,162千円、地域支援事業費での高齢者の予防、健康づくりの取組に対する交付金でございます。

介護保険保険者努力支援交付金は2,256千円で、高齢者の自立支援・重度化防止の取組に対する交付金でございます。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料分として、地域支援事業分と合わせて支払基金から2億13,953千円の交付を見込んでいます。前年度より13,713千円の減額でございます。

県負担金は1億11,200千円、前年度より6,536千円の減額でございます。

県補助金は、地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業と、10ページの総合事業以外に係る2交付金で4,074千円、前年度から381千円の減額でございます。

10ページ、介護保険事業費補助金は247千円、介護人材確保支援業務に対する補助金でございます。

財産運用収入は、介護給付費準備基金の利子13千円です。



一般会計繰入金は1億40,055千円で、前年度より7,927千円の減額となっております。介護給付費、地域支援事業に係る法定率での繰入れと事務費繰入金、また第1段階から第3段階の方に対する保険料軽減措置に対する補填分として、低所得者保険料軽減繰入金を計上してございます。

12ページ、繰越金から14ページの諸収入につきましては、それぞれ科目設定です。次に、歳出についてご説明いたします。

16ページ、総務費、総務管理費は27,729千円、前年度より1,560千円の減額です。

報酬365千円は介護認定調査業務を行うパートタイムの会計年度任用職員分、給料6,871千円は職員1名とフルタイムの会計年度任用職員分、職員手当等は3,979千円、共済費は2,091千円、旅費は59千円、需用費は820千円、役務費は、郵便料、主治医意見書作成料などの必要経費2,601千円、委託料は、電算処理委託料などで2,034千円、使用料及び賃借料は、介護事業所台帳管理システムのプロダクト利用料の330千円、負担金補助及び交付金は、御坊広域行政事務組合の介護認定審査会費分担金などで8,570千円、公課費は、自動車重量税9千円でございます。

次に、保険給付に係る費用についてです。

18ページからの保険給付費の総額は7億65,418千円で、対前年比46,811千円、率にして5.76%の減額でございます。

介護サービス等諸費7億10,038千円は、要介護の認定を受けた方へのサービス費用でデイサービスやヘルパーの利用、施設への入所費用等です。

その他諸費は、国保連合会への審査支払手数料720千円です。

20ページ、高額介護サービス費18,000千円は、自己負担分が一定額を超えた場合の還付分です。

高額医療合算介護サービス等費3,600千円は、介護保険の自己負担と後期高齢者医療等、医療での自己負担額の合算額が一定額を超えた場合の還付分でございます。

特定入所者介護サービス等費18,050千円は、一定の資格により施設の利用等の際の食費、居住費の自己負担が軽減されるものでございます。

20ページ下段から23ページに続く介護予防サービス等諸費15,010千円は、要支援の認定を受けた方のサービス利用等に係る費用でございます。

22ページからの地域支援事業費は、介護保険給付とは別に美浜町地域包括支援センターが実施する介護予防事業などに係る予算でございます。

包括的支援事業・任意事業費3,643千円は、総合相談事業、権利擁護事業、認知症施策などに係る費用でございます。

26ページ、介護予防・生活支援サービス事業費25,170千円は、要支援の認定を受けた方と事業対象者の方の訪問型、通所型サービス利用等に係る費用でございます。

一般介護予防事業費1,799千円は、介護予防普及啓発や地域介護予防活動支援など

に係る費用でございます。

28ページ、その他諸費48千円は、国保連合会への介護予防・生活支援サービス事業費の審査に対する手数料でございます。

基金積立金は、利子の積立で13千円、諸支出金は、保険料の還付金200千円、償還金から30ページの還付加算金、延滞金は、それぞれ科目設定でございます。

添付資料として給与費明細書に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。今の細部説明冒頭で、介護給付費の減による予算の減と、自分の資料の中でも、19年に当選しましたので、当時5億80,000千円から今年度で8億24,000千円、昨年が8億76,000千円ぐらい。この下がった要因というのはいろいろあると思うんですけども、担当課というか町としてはどのような要因を考えられているのか、お願いします。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

美浜町の場合は、介護予防事業、各種教室等実施を近隣の市町村に比べまして早くから取り組んできたところでありますので、そういった各種介護予防事業に参加していただいている住民さんの方々の頑張りによって、介護の認定率、認定者数の抑制にかなりつながって効果が出てるのかなあと思っているところです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） いいご答弁を、お話を聞きましたし、うれしいところであります。

今後、やはり昨年在ピークで、このまま減少傾向をたどっていくような見通しをされているのか、過去何度か発言しましたが、何か先輩議員は簡単に10億円を超えていくんじゃないかみたいな話もありましたが、その手前で減少に転じていくのならいいのかなとか思っている次第ですけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

こちらのほうで集計しています資料でいきますと、令和3年度の実績のところでは、1,000千円単位でお答えさせていただきますと、7億86,000千円、この金額がここ過去の中で最高の金額になりまして、それ以降、令和4年度では7億83,000千円、それから今年度、令和5年度の今の実績見込みによりまして7億69,000千円という形で、少し減少傾向に推移してきております。

それで、来年度から、令和6年度から令和9年度の第9期の事業計画の中で推計する中でも、令和6年度が7億68,000千円、令和7年度で7億69,000千円、それから令和8年度が7億64,000千円という形で、横ばいもしくは少し減少傾向で推移す

る予定になっております。

それから、中長期での推計も行っていて、令和12年度のところが7億71,000千円、それから令和17年度、このところで少し上がる計算にはなってるんですが、7億85,000千円、それから最終、令和22年度のところでは、ここはまた下がりますて7億60,000千円という形で、今後のまあ推計でいきますと、大体7億70,000千円前後で増減しながらほぼ横ばいで推移していくような、そういう推計の見通しとなっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。3番、古山議員。

○3番（古山経生君） すみません、ちょっと幼稚な質問になってしまうんですけども、例えば介護サービスを受けたいとか介護認定してほしいってなったときの窓口っていうのは、この役場に来られないと駄目なんですか。ほかにもあるんですか。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 古山議員にお答えします。

もし介護申請なり介護保険サービスが必要となられる方におきましては、役場、かがやく長寿課内にあります地域包括支援センターのほうに声をかけていただければ、ご相談に乗ることになりますので、連絡いただいたらと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今、介護保険の減少傾向にあるというところで、地域の方のご努力によるということを今おっしゃってくださいました。確かに地域支援コーディネーターなる方を任命されたりとかというような活動もされているかと思うんですけども、やはり私の知り合いもというか、やっているところもあって、みんな地域で頑張って助け合っっていこうというふうな活動もやっているやに聞きます。

そういったときに、やはりどうしても必要経費というか、事務用品であるとかコピーするとかいろんなことをみんなに周知徹底するといったときに、例えば地域包括のほうにご相談させていただいてやってもらえるのかなあというふうな意見も聞いております。なので、みんながそれこそ持ち出しのような形で頑張っている。お互いさんなんで当たり前といえば当たり前なんですけれども、大きな額は現存できても、やっぱり地域で頑張っている人たちの支援も考えていただけることはできないでしょうか。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 山崎議員にお答えします。

令和6年度におきまして、生活支援体制整備事業費というところで予算書の27ページ、26ページ、27ページのところに、上のほうに生活支援体制整備事業費ということで、本年度予算額として260千円を計上させていただいております。その中の委託料のところでは180千円というところで、生活支援体制整備事業を予算計上させてもらっているこ

の部分については、社会福祉協議会のほうに委託しまして、社会福祉協議会のほうからそういう各地区で活動されている方へ補助を、少しにはなるんですけども、補助させていただきますので、そちらのほうで対応してもらったと思います。

コピー等については、また役場のこちらの担当課のほうへお越しいただいたらと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 令和6年度美浜町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第14号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、細部説明を申し上げます。

美浜町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億68,331千円で、前年度と比較いたしまして24,087千円、率にして9.86%の増でございます。広域連合へ納める納付金が増加したことが主な要因でございます。

令和6年度は、2年ごとに改定される保険料率の改定の年になってございます。均等割額については、現行の50,317円が54,428円となり4,111円の増となります。所得割率は、現行の9.33%が11.04%となり1.71%の増となります。また、保険料の賦課限度額の見直し等も予定されています。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数を1,423名と見込み、特別徴収保険料60,059千円、普通徴収保険料37,997千円、滞納繰越分として75千円の合計98,131千円を計上しています。前年度と比較して8,797千円の増額となっております。

分担金及び負担金822千円は、美浜町が実施する人間ドック健診に対して広域連合から交付されるものでございます。

督促手数料は6千円でございます。

一般会計からの繰入金につきましては1億69,186千円で、内訳は、事務費繰入金

15,760千円、このうち広域連合に納める事務費として5,631千円、町の事務費分として10,129千円を計上しています。

保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので36,069千円でございます。

9ページの療養給付費繰入金は、医療費の12分の1に相当する1億17,357千円を計上してございます。

繰越金以下、10ページの諸収入の雑入までは、それぞれ科目設定でございます。

償還金及び還付加算金は、昨年度と同額の180千円を計上してございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

12ページ、総務費の一般管理費2億68,151千円についてですが、職員の人件費は1名分で給料3,935千円、職員手当等1,797千円、共済費1,159千円、需用費は消耗品費と印刷製本費の87千円でございます。

役務費は951千円、委託料は電算処理委託料と人間ドック健診委託料、クラウド導入による共同印刷委託業務の合計2,758千円でございます。

負担金補助及び交付金2億57,464千円につきましては、退職手当負担金と和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

諸支出金の保険料還付金は150千円、還付加算金は30千円を計上してございます。

添付資料として給与費明細書に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時5分です。

午前九時五十二分休憩

—————・—————

午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第4 議案第15号 令和6年度美浜町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第15号 令和6年度美浜町下水道事業会計予算について、細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、水洗化戸数2,350戸、年間有収水量518,400㎥を見込み、1日平均有収水量は1,415㎥を予定してございます。

次に、収益的収支は、下水道事業収益、費用ともに2億5,421千円の予定で、対前年度比2.5%の減少でございます。

次に、資本的収支は、資本的収入50,019千円、資本的支出86,039千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額36,020千円については、当年度損益勘定留保資金36,020千円をもって補填するものでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第6条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができることとしてございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費23,221千円と定めてございます。

第8条は、一般会計から補助を受ける金額で67,190千円を予定してございます。

以上の予算の見積基礎として、11ページの収益的収入についてご説明いたします。

営業収益は83,667千円で、内訳は、下水道使用料83,639千円、その他営業収益28千円でございます。

営業外収益は1億21,754千円で、内訳は受け取り利息15千円、他会計補助金67,190千円、長期前受金戻入54,547千円、雑収益2千円でございます。

次に、13ページからの資本的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億85,657千円で、内訳としまして、管渠費は16,321千円で、対前年度比5,011千円の減額、主な支出は、委託料7,571千円、修繕費4,369千円、動力費2,434千円でございます。減額の要因は、委託料の見直しと修繕費の減によるものでございます。

処理場費は49,969千円で、対前年度比3,839千円の増額、主な支出は、委託料12,891千円、汚泥処理料8,378千円、修繕費9,812千円、動力費13,615千円でございます。増額の要因は、和田処理場で汚泥処理の増量と修繕費の増によるものでございます。

総係費は28,800千円で、対前年度比193千円の増額、主な支出は、給料12,904千円、手当5,726千円、法定福利費4,591千円でございます。

減価償却費は、有形固定資産90,567千円を計上してございます。

営業外費用は19,154千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費17,753千円、消費税及び地方消費税1,399千円、雑支出2千円でございます。

特別損失は110千円、予備費は500千円でございます。

次に、21ページの資本的収入についてご説明いたします。

資本的収入は50,019千円で、内訳は、他会計出資金48,972千円、分担金486千円、繰入金561千円でございます。他会計出資金は、一般会計出資金で企業債償還金に充当いたします。繰入金は基金繰入金となっております。

次に、23ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は86,039千円で、内訳は、企業債償還金86,026千円、基金積立金13千円でございます。基金積立金は利子積立金となっております。

次に、25ページは予定貸借対照表、27ページは令和5年度の予定貸借対照表、29ページは令和5年度の予定損益計算書でございます。

31ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

33ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は4,873千円を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 令和6年度美浜町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 令和6年度美浜町水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第16号 令和6年度美浜町水道事業会計予算について、細部説明を申し上げます。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数3,677戸、年間総給水量78万8,000m<sup>3</sup>を見込み、1日平均給水量は2,150m<sup>3</sup>を予定してございます。

次に、収益的収支は、水道事業収益1億29,763千円の予定で、対前年度比0.79%の増加でございます。

水道事業費用は1億23,788千円の予定で、対前年度比4.79%の増加でございます。

次に、資本的収支は、資本的収入7,045千円、資本的支出62,381千円の予定でございます。

なお、資本的収支の不足額55,336千円については、過年度損益勘定留保資金37,108千円、当年度損益勘定留保資金15,275千円と当年度分消費税資本的収支調整額2,953千円をもって補填するものでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を30,000千円と定めてございます。

第6条は、予定支出の各項の金額の流用について、収益的支出のうち第1項営業費用と第2項営業外費用との間の流用ができるものとしてございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費26,390千円と定めてございます。

第8条は、たな卸資産の購入限度額として、修繕材料費等で1,441千円と定めてございます。

以上の予算の見積基礎として、11ページの資本的収入についてご説明いたします。

営業収益は1億17,553千円で、内訳は、給水収益1億16,849千円、受託工事収益517千円、その他の営業収益187千円でございます。

営業外収益は12,210千円で、内訳は、受け取り利息76千円、長期前受金戻入10,224千円、雑収益1,910千円でございます。

次に、13ページからの収益的支出についてご説明いたします。

営業費用は1億15,141千円で、内訳としまして、原水及び浄水費は19,144千円で、対前年度比424千円の増額、主な支出は、動力費12,481千円、薬品費4,141千円でございます。

配水及び給水費は6,380千円で、対前年度比819千円の増額、内訳は、修繕費4,950千円、材料費1,430千円でございます。

受託工事費は、消火栓設置工事費517千円を計上してございます。

総係費は37,480千円で、対前年度比756千円の増額、主な支出は、給料14,696千円、手当6,618千円、法定福利費5,076千円、委託料6,255千円でございます。

減価償却費は、有形固定資産51,210千円と無形固定資産311千円の合計51,521千円を計上してございます。

資産減耗費は、固定資産除却費99千円を計上してございます。

営業外費用は8,092千円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費3,360千円、消費税及び地方消費税4,712千円、雑支出20千円でございます。

特別損失は55千円、予備費は500千円でございます。

次に、19ページの資本的収入についてご説明いたします。



資本的収入は7,045千円で、内訳は、分担金275千円、補償金6,770千円で  
ございます。補償金は、西川の河川改修に伴う送水管移設設計費でございます。

次に、21ページの資本的支出についてご説明いたします。

資本的支出は62,381千円で、内訳は、建設改良費39,523千円、企業債償還  
金22,858千円でございます。建設改良費では、配水管整備3件、施設改良1件、送  
水施設改良1件を計上してございます。

次に、23ページは予定貸借対照表、25ページは令和5年度の予定貸借対照表、27  
ページは令和5年度の予定損益計算書でございます。

29ページは注記で、重要な会計方針等でございます。

31ページは予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億33,440千円  
を見込んでございます。

以後は、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。給水年間の予定量、給水戸数や総給水量、また1日平均、全  
て昨年よりも少ない、減少していますが、やはりそのでも営業収益これが増えているのは、  
やっぱり昨年の値上げというか、ああいうのがということではなか、何か減っているのに  
増えてるのが少し分からないので。

それともう1点は、やはり不足額が55,000千円、そういう値上げというか営業外  
収益が増えているにもかかわらずそういうことがあって、今後その水道事業に関しての見  
通しとかその辺ちょっとお答えいただけたら。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

給水収益の件です。給水量及び戸数が減少しているのに使用量が増えているということ  
なんですけれども、議員お察しのとおり料金改定によるものでございます。

今後の見通しというところなんですけれども、給水量が今後増えたりとか戸数が増えたり  
ということは、基本的に今のところないという方向で、それは誰も共通認識ということ  
で持たれていると思います。しかも、昨今の物価高であるとか賃金の関係の上昇であるとか  
かというんが見通せる中、4月1日から基本料金とメーター使用料の改定ということでお  
願いしている中ではございますけれども、それでもかなり厳しくなってくるかなあという  
のが現状でございます。

その中、適切に判断をして、次回の改定というんも見据えながら課のほうでは考えてい  
きたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 令和6年度美浜町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第6 議案第17号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、日程第7 議案第18号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、日程第8 議案第19号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6 議案第17号、日程第7 議案第18号、日程第8 議案第19号を一括議題とします。

3件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第17号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について、議案第18号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について、議案第19号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第17号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、美浜町カナダミュージアムの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和6年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第18号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和6年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第19号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、美浜町アメリカ村レストランの指定管理者である特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村の指定が令和6年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、指定管理

者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 3件一括して質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番、谷です。

この指定管理者、つまりは委託契約だと認識をしておるんですが、このそれぞれ3施設に町の設置条例があり、その設置条例にのっとった維持管理運営を指定管理者たるその対象の団体に依頼というか委託するわけで、美浜町の委託契約というものの考え方について、その内容の考え方についてお聞きしたいんですが。

ほかにもいろんな施設の維持管理の委託契約をしているところがあると思います。そういうところは維持管理の業務をするだけで、それに関する固定費、その施設の維持とか固定費に関しては美浜町持ちとか、委託先のほうでそれを支弁するというような契約になっているんですか。

柔らかく申し上げますと、例えばこの庁舎の清掃も委託業務であります。その電気代とか雑巾がけするのに水道代を使うと思うんですけども、そのあたりの業務委託ということの内容のそのあたりの費用支弁のお考えについて、少しお聞かせ願えますか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

委託契約に関するそういった経費の支払いについてということでございますが、まずはその委託契約で定めておる事項によるものと考えております。契約書の中にそういった支払いについて明記しておれば、当然明記しておる側、業者側が払うということになれば業者側が、そうでない場合は施設の管理者である町が負担するものというふうに認識しております。

例で出されました清掃委託についても、業者との間の中ではそういった明記はしておりませんので、水道料については町が持つておるのが現状でございます。

当然業務に対する委託料ということで支払っておりまして、当然業務に関する、例えば薬剤とかについては業者が負担しておりますが、ほかの電気代、水道代についてはそういった明記がございませんので、町が負担しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今の後段の町が負担しておるというのは、美浜町の出している委託契約全般を指しておっしゃったのか、ほかにも指定管理者制度が町にはあると思いますが、そういう管理契約の中でも固定費の支弁に関しては町側がしている、そういう理解でよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） それぞれの業務の委託業務の内容によって全ては網羅してお

りませんが、明記しておれば明記しておる側が負担するものというふうに認識しております。

また、指定管理者制度、指定管理に限定してお答えすれば、指定管理については条例のほうで、その公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例ということで定めております。その中でも協定の締結ということで、町長と公の施設の管理に関する協定を締結するということ、また協定で定める事項の中に本町が支払うべき管理費用に関する事項というのがありますので、そういった形で管理費用として事項があれば、その事項がある側のほうが負担すべきというふうに認識します。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ご説明はるる分かりました。

僕が最後2回目に聞いたのは、現在、町として指定管理者側、委託先側が固定費を支弁しているという契約はあるのかないのかということですが、その辺はいかがですか。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前十時三十二分休憩

—————・—————

午前十時三十六分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） まず、農林水産建設課とすれば、農業研修センターを指定管理に出していますので、そこの固定費用というか、単純に言うと電気代とか水道代、これは指定管理料のほうで支払っていただいております。なので、指定管理者が支払っていただいているということでございます。

役務についてはですね、研修センター自体の建物は美浜町の建物ですので、火災保険料等はこちらのほうで払わせていただいておりますという状況でございます。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

先ほどのゲストハウス、カナダミュージアム、それからレストラン、その部分の協定についてでございます。協定の中でですね美浜町が支払うべき管理費用という項目が第14条にございましてですね、その第2号に、その他甲乙協議の上、甲が必要と認めた費用というふうなうたいがございましてですね、設立当初にですね双方協議の上ですね、光熱水費につきましては美浜町が支払うというふうな形で協議をしたという形になってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第18号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第19号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第19号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第9 議案第20号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、日程第10 議案第21号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題に供したいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第20号、日程第10 議案第21号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第20号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について、議案第21号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第20号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、美浜町産品コーナーの指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和6年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願

いするものでございます。

議案第21号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、美浜町多目的室の指定管理者である一般社団法人煙樹の杜の指定が令和6年3月31日で終了いたします。

引き続き、同団体を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第21号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第20号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第21号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第22号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第22号について、提案理由を申し上げます。

議案第22号は、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 本件について、細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第22号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

第5条第2項第2号の改正は、消防作業従事者等に対する補償基礎額を8,900円を9,100円に改めるものでございます。

別表の改正は、団長及び副団長の階級では、10年未満の者については12,440円を12,500円に、10年以上20年未満の者については13,320円を13,350円に、分団長及び副分団長の階級では、10年未満の者については10,670円を10,800円に、10年以上20年未満の者については11,550円を11,650円に、20年以上の者については12,440円を12,500円に、部長、班長及び団員の階級では、10年未満の者については8,900円を9,100円に、10年以上20年未満の者については9,790円を9,950円に、20年以上の者については10,670円を10,800円に改めるものでございます。

附則として、第1項は、施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。第2項は、経過措置でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 単純に、要は一般職の給与が改定されたので、政令に定める非常勤消防のこの基準額を変えるという説明でしたが、一般職の給与を改定されると、自動的にと言うと語弊がありますが、それを準用して、例えば非常勤の消防団員の方のこれも改定するというような規定があるんですか。それとも、あるからこれが今回改定になるんか、それとも何かそういう規定はないのか。上がったから上げるというのはよく分かるんですけども、なぜここがリンクするとかそういうことはあるのかないのかをお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

今回の改正につきましては、昨年の8月にですね人事院勧告がありましてですね、その関係でですね一般職の給与に関する法律というのが一部改正されまして、俸給金額が人勧によってですね変わってございます。それに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令というのがございまして、その政令に補償基礎額というのがうたってございます。その政令がですね令和6年4月1日付で補償基礎額が改正されますので、本条例もそれに見合う形で条例改正を行うと、それに合わせるという形でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第22号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第23号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第23号について、提案理由を申し上げます。

議案第23号は、令和5年度美浜町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

今回の補正は、令和5年第4回定例会でお認めいただいた一般会計補正予算において、教育費、小学校費でグランドピアノ等を購入予定でしたが、令和5年度末までにはグランドピアノの納品が間に合わないことが判明しましたので、予算の繰越しについて追加議案として提出するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第23号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第11号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、令和5年第4回定例会でお認めいただいた一般会計補正予算において、教育費、小学校費で、グランドピアノ等を購入予定でしたが、令和5年度末までにはグランドピアノの納品が間に合わないことを認識していたにもかかわらず、繰越しに係る補正予算案の提出を失念していたため、改めて追加議案として提出するものでございます。不手際で大変申し訳ございません。

1ページの第1表 繰越明許費補正でございます。

追加として、教育費、小学校費、和田小学校グランドピアノ購入事業3,729千円を令和6年度への繰越しとする1件の追加をお願いいたすものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」



○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第23号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時五十四分休憩

—————・—————

午前十時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第14として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

追加日程第14 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年美浜町議会第1回定例会を閉会します。

午前十時五十七分閉会

お疲れさまでした。